

## ○宇野真悟委員長

皆様おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第2号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

## ○谷口英樹総務部長

議案書その1の37ページをお願いいたします。議案第2号一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和7年大阪府人事委員会勧告に基づき、大阪府の教育職の職員の給与の一部が改定されたことに準じ、本市教育職の職員の給与を改定することとしたほか、令和7年人事院勧告に準じて一般職の職員及び会計年度任用職員の地域手当の支給割合等を改定することとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、39ページをお願いいたします。第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、教育職給料表の適用を受ける職員に係る給料の額について、大阪府の例による額を支給するため、別表第3ア、教育職給料表（一）及びイ、教育職給料表（二）を改めるものでございます。

50ページをお願いいたします。第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、大阪府の例により、教育職給料表

（一）が適用される職員のうち、管理職員に対する給料月額に加算額を増額するとともに、職務の等級が特1等級である者を新たに当該加算の対象とするため、規定の整備を図ろうとするものでございます。

第3条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、人事院勧告に準じて地域手当の支給割合を10%から11%に、宿日直手当の勤務に対する上限額を2万2000円から2万3500円に引き上げるものでございます。

51ページをお願いいたします。51ページから61ページにかけては、大阪府において、教育職の職員の早期昇格者に対する処遇改善を目的とした特2級の初号給の給料月額の引上げが行われたことから、別表第3ア、教育職給料表（一）及びイ、教育職給料表（二）について、大阪府に準じ改定するものでございます。

61ページをお願いいたします。61ページから62ページにかけての第4条は、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正で、地域手当の支給割合を一般職の職員の改定に準じて10%から11%に引き上げるものでございます。

次に、附則について御説明申し上げます。附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書によりまして、この条例の第3条及び第4条による改正規定並びに附則第6項から附則第8項までの改正規定は令和8年4月1日から施行することを規定しております。

附則第2項では、この条例の第1条による給料表の改正規定の適用日を令和7年4月1日とすることを規定しております。

附則第3項及び附則第4項では、この条例の第2条の規定による給料表の改正規定の適用日を令和8年1月1日とするほか、

所要の経過措置を講ずることを規定するものでございます。

附則第5項では、既に支払われた本市教育職の職員の給与については、この条例により増額される給与の内払とすることを規定しております。

このページ下段から72ページにかけての附則第6項から附則第8項及び附則別表では、令和8年4月1日の教育職給料表の切替えに関し規定するとともに、所要の特例措置を講ずることを規定するものでございます。

#### ○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第2号の質疑を終結します。

次に、議案第14号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

#### ○谷口英樹総務部長

議案書その1、111ページをお願いいたします。議案第14号工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

本案は、岸和田市総合体育館電灯設備改修工事の工事請負契約の締結に当たりまして、去る令和7年12月24日に一般競争入札を実施いたしましたところ、記載の相手方が1億7988万9600円で落札し、当該契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当する工事の請負であることから、同法第1項に基づき議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要でございますが、工事場所は岸和田市西之内町地内で、総合体育館電灯設備のLED化を図るものでございます。工期といたしましては、令和9年2月26日までといたしております。

#### ○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第14号の質疑を終結します。

次に、議案第15号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

#### ○谷口英樹総務部長

議案書その1の113ページをお願いいたします。議案第15号工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

本案は、都市計画道路田治米畑町線道路築造工事の工事請負契約の締結に当たりまして、去る1月7日に一般競争入札を実施いたしましたところ、記載の相手方が3億4367万8500円で落札し、当該契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当する工事の請負であることから、同法第1項に基づき議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要でございますが、工事場所は岸和田市下松町地内ほかで道路を築造するための池の埋立てや地盤の改良工事等でございます。工期といたしましては、令和9年3月31日までといたしております。

#### ○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第15号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに付託議案を採決いたします。

議案第2号、議案第14号及び議案第15号の以上3件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

次に、報告事項に入ります。

報告の申出が1件あります。

それでは、発言を許します。

### ○生嶋雅美市民健康部長

岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画第2版について御報告いたします。

報告資料として、計画、資料1、資料2の3種類御配付しておりますが、そのうち資料1、資料2に基づき御説明いたします。

まず初めに、国、府、本市計画改定の経緯について御説明いたします。

資料1、岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてを御覧ください。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行を引き起こしたことを踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が、その後、令和7年3月には大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画がそれぞれ改定されました。

国及び大阪府における行動計画の改定を受け、本市におきましても、平成26年3月に策定した岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、このたび第2版として策定したところでございます。

策定に当たりましては、市民の健康増進に必要な医療に関する事項を審議するため設置した岸和田市医療対策審議会にて医療従事者等の審議会委員から御意見を伺い、政策調整会議、政策決定会議での承認とパブリックコメントを経て策定いたしました。

次に、資料2、岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画第2版の概要を御覧ください。概要版は3部構成となっております。

す。

第1部、新型インフルエンザ等対策行動特別措置法と行動計画として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等と本市の行動計画を策定及び改定した経緯を記載しております。

第2部、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針と題し、7つの章に分けております。そのうち主なものを御説明いたします。

第1章、新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略として、(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する、(2)市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするとし、現計画を引き継ぐ戦略となっております。

第2章、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方として、広範な呼吸器感染症に柔軟な対応が可能となるよう、対応時期を準備期、初動期、対応期の3段階に区分し、対応時期に応じた戦略を行うこととしております。

第4章、新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項として、(1)の平時の備えの整理や拡充から(7)の記録の作成や保存までの7項目でございます。(3)の基本的な人権の尊重では、感染者や家族、医療関係者に対する偏見、差別、誹謗中傷等を防ぎ、社会的弱者への配慮に留意するとしております。

第5章、新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担として、国や大阪府、市など機関ごとに役割を示しております。その中で、市の役割としましては、住民へのワクチン接種や生活支援となっております。

第6章、新型インフルエンザ等の対策項目では、市が重点的に取り組む対策項目として、1、実施体制、2、情報提供・共有、

リスクコミュニケーション、3、まん延防止、4、ワクチン、5、保健、6、物資、7、市民の生活及び地域経済の安定の確保の7項目としております。

最後に、資料2の2ページ、第3部、新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組につきましては、表形式にしております。縦軸には市が重点的に取り組む7つの対策項目を、横軸には各対策項目に係る準備期、初動期、対応期におけるそれぞれの取組について要約しております。

概要版についての御説明は以上になりますが、来年度には、本計画の改定を踏まえ、庁内マニュアルの改定やBCP計画、事業継続計画の改定を行う予定でございます。

以上、岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画第2版についての御報告でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○宇野真悟委員長

ただいまの報告に対して、御質問等がございましたら御発言を願ひます。

#### ○中井良介委員

新型コロナウイルスの大流行があって、大変な生活の変容やら、たくさんの方が亡くなったり、それぞれの役割を果たす機関も大変だった。それを踏まえての今度の計画なんですけども、いろいろ、平時あるいは初動の各段階のそれぞれの役割やらが出されているんですけども、やはり感染症ですから、公衆衛生の保健所や、あるいは医療機関の役割というのが中心的な、非常に大事な役割を果たすわけなんですけども、1点だけ、先般のコロナの蔓延で、公立病院の役割というのが非常に大事だということが国の文書からも出されたりしましたけれども、その点について市長にお尋ねしますけれども、どんなふうにお考えか、お願ひしたいと思います。

#### ○佐野英利市長

そうですね、どんなふうを考えているか。コロナのときからいろんな情報がある中で、混乱している状況が多かったかなというふうに思いますし、今となるとインフルエンザと同じぐらいの感覚で市民さんも思われているのかなと思うので、情報の提供というのは非常に大事な部分があるのかなというふうに思います。

私個人的には、これを言うかどうかというふうに思われるのか今不安なんですけど、コロナワクチンの接種も実は受けてないんです、1回も。それもあるので、いろんな情報を皆さんと共有しながら、しっかりとした情報を提供していけることが大事なのかなというふうに思っております。

#### ○中井良介委員

突然お尋ねして申し訳ないんですけど、ともかく市民の命、もちろん市民病院の役割というのは府全体の中での分担というのもいろいろあると思うんですが、ともかくそういう機能を充実させるように、ぜひこの前の大変な状況を踏まえて充実するようにお願ひしたいと思います。

#### ○宇野真悟委員長

他に質疑等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で報告事項を終わります。

次に、本委員会に関連する各部課の所管事務報告については、慣例により受けたいと思います。その時期については、6月議会での委員会の冒頭に行うこととし、詳細につきましては正副委員長に御一任願ひたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、そのように決定します。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕  
それでは、そのようにさせていただきます。  
す。

以上で総務常任委員会を閉会します。

(以 上)